

中四国学生ゴルフ連盟競技規定

中四国学生ゴルフ連盟競技規定

第一章 総則

- 第一条 本規定は、中四国学生ゴルフ連盟の主催する競技会において適用する。但し、本規定は競技会の運営に対する適用を主旨とし、ルール上は日本ゴルフ協会（JGA）発行のゴルフ規則による。
- 第二条 競技日程は常任委員において決定する。
- 第三条 大会役員は常任委員において委嘱する。

第二章 競技者

- 第四条 競技参加資格は、次の通りとする。
- 第一項 本連盟の学生でアマチュアたる資格を保有し、且つ、本連盟に競技者として登録し、連盟加盟初年度から4年間の者。但し、本連盟規約第五条但し書きの場合、学連総会で承認を得、会長の推薦を得たものは、個人競技に出場できる。
- 第二項 連盟員証の有効期限は発効日から12月31日とする。ただし、ゴルファー保険は連盟登録後に学連が保険契約を締結してから1年間有効とする。
- 第五条 競技参加資格は次の場合これを失う。
- 第一項 日本ゴルフ協会（JGA）からアマチュア資格を停止、又は剥奪されたもの。
- 第二項 本連盟より競技者たる資格を停止、又は、剥奪されたもの。
- 第三項 在籍校より停学その他の処分を受けいまだ処分の解除を受けぬもの。
- 第四項 本連盟指定の保険に加入していないもの。
- 第六条 競技者の義務を次のように制定する。
- 第一項 エチケット・ルール及び競技管理上のあらゆる規定を熟知し、且つ遵守すること。
- 第二項 競技会においてはルールブック（2012年度版以降のもの）ならびに連盟員証を携帯すること。
- 第三項 常に学生スポーツマンとして立派な態度を保持し、公正な行動をし、言語を慎むこと。
- 第四項 ①服装は襟付のゴルフウェアを着用し、競技においては無地で派手でない自校のユニフォーム（学校名付）を着用し、なき場合は白を基調とした服装をする事。（セーター・トレーナーは無地で派手でないもの。スラックスはベルトつき、無地で派手でないもの）。幅子はキャップのみ可。（サンバイザーは不可）髪型は学生らしいものとする。尚、以上のことは競技委員長及び常任委員の裁定に基づく。
- 女子の服装は全日本学生ゴルフ連盟競技規定に基づく。
- ②集合時には学生服又はブレザー・スパイク又は革靴を着用のこと。尚、下記（6月1日～9月30日）においては、ユニフォーム着用のこと。（団体戦の集合時は必ずブレザー着用のこと）なき場合は4項の①に沿ったもの。
- ③競技においては次の事項を禁止する、アクセサリー・デニム・皮地・コール天の服・ベルトレス・タートルネック
- ④男子・女子とも、ラージボール使用（規定のボール以外の使用は不可）

⑤以上違反したものは試合出場停止とする。

⑥以上の規定は練習ラウンドにおいても適用される。

第七条 9ホール2時間を目標とし、2時間15分を厳守すること。

第八条 ①ルールブック（2012年度版以降のもの）、連盟員証と埋土袋に砂をいれてスコップとともに携帯し、埋土を徹底して行うこと。

②試合中の練習ストロークは、これを禁止する。但し、アテスト後のパター練習は可。

③マッチプレー中の練習ストロークは、各ホールアウト後のパターのみ可とする。

第九条 参加申し込みの方法

第一項 出場希望校（もの）は規定の申し込み用紙を使用し、団体名、主将名、主務名に捺印の上申し込むこと。但し、申し込み締切日必着までを原則とする。

第二項 申し込み記載選手以外の出場は認めない。また、申し込み記載事項の訂正は原則として認めない。

第三項 申し込み後、正当な理由なくして出場せざるものは、以後の申し込みを拒絶することがある。

第四項 出場の取り消しはやむを得ぬ事情のある場合、競技当日集合時まで申し出ること。

第三章 大会及び競技会

第十条 本連盟の競技を分けて、学校対抗戦（団体戦）及び選手権（個人戦）とする。

第十一条 競技方法は原則として、マッチプレーないし、ストロークプレー（共にスクラッチ）に限る。

第十二条 中四国学生ゴルフ学校対抗戦

第一項 毎年2回、春季及び、秋季に行うものとする。

第二項 加盟校を1部・2部に分け、各部別に競う。

1部校は1位から4位校、2部校は5位以下とする。

第三項 競技方法及び選手登録は次のようにする。

イ、中四国学生ゴルフ春季1部校対抗戦

①1日目18Hs, 2日目18Hs, 合計36Hsストロークプレーとし、5人中上位4人の合計ストロークにより順位を決定する。但し、1日目と2日目の選手交代は可能とする。

②選手登録は7名までとする。

③順位の決定において、ストローク数が相等しき場合には、5番目の2日間を合計ストロークにより、さらに相等しき場合には4, 3, 2, 1番の順の2日間合計ストロークによって順位を決定する。

ロ、中四国学生ゴルフ春季2部校対抗戦

①1日18Hsストロークプレーとし、各校5名1チームとし上位4名の合計ストロークで順位を決定する。

②合計ストロークの相等しき場合は、5番目のストローク数で決定する。さらに相等しき場合は4, 3, 2, 1番の順にそれぞれのストローク数の少ない学校を上位とする。

ハ、中四国学生ゴルフ秋季1部校対抗戦

- ①1日目18Hs, 2日目18Hs, 合計36Hsストロークプレーとし、5人中上位4人の合計ストロークにより順位を決定する。但し、1日目と2日目の選手交代は可能とする。
- ②選手登録は7名までとする。
- ③順位の決定において、ストローク数が相等しき場合には、5番目の2日間を合計ストロークにより、さらに相等しき場合には4, 3, 2, 1番の順の2日間合計ストロークによって順位を決定する。

ニ、中四国学生ゴルフ秋季2部校対抗戦

- ①1日18Hsストロークプレーとし、各校5名1チームとし上位4名の合計ストロークで順位を決定する。
- ②合計ストロークの相等しき場合は、5番目のストローク数で決定する。さらに相等しき場合は4, 3, 2, 1番の順にそれぞれのストローク数の少ない学校を上位とする。

第十三条 中四国学生ゴルフ女子学校対抗戦

第一項 毎年2回、春季及び秋季に行う。

第二項 競技方法及び選手登録は次のようにする。

- ①1日18Hsストロークプレーとし、4人中上位3人の合計ストロークにより順位を決定する。
- ②選手登録は、5名までとする。
- ③順位の決定において、合計ストローク数の相等しき場合には、4番目の合計ストロークにより、さらに相等しき場合には3, 2, 1番の順に合計ストロークによる。

第十四条 中四国学生ゴルフ会長杯争奪戦

第一項 毎年1回春季に行う。

第二項 フリーエントリーとする。

第三項 2日間54Hsストロークプレーとする。

第十五条 中四国学生ゴルフ連盟女子会長杯争奪戦

第一項 毎年1回春季に行う。

第二項 フリーエントリーとする。

第三項 2日間36Hsストロークプレーとする。

第十七条 中四国学生ゴルフ選手権予選会

第一項 毎年1回、選手権大会前に行う。

第三項 1日18Hsストロークプレーとし、上位30位タイまでのものが決勝ラウンドに出場できる。

第十八条 中四国学生ゴルフ選手権大会

第一項 毎年1回、日本学生ゴルフ選手権以前に行う。

第二項 エントリーは予選会通過者とシード選手とする。

第三項 3日間54Hsストロークプレーとする。

第十九条 中四国学生ゴルフ女子選手権大会

第一項 毎年1回、日本女子学生ゴルフ選手権以前に行う。

- 第二項 フリーエントリーとする。
- 第三項 3日間54Hs ストロークプレーとする。
- 第二十条 中四国学生ゴルフ連盟杯争奪戦
- 第一項 毎年1回夏季に行う。
- 第二項 フリーエントリーとする。
- 第三項 2日目36Hs ストロークプレーとする。
- 第二十一条 中四国学生ゴルフ女子連盟争奪戦
- 第一項 毎年1回、夏季に行う。
- 第二項 フリーエントリーとする。
- 第三項 2日間36Hs ストロークプレーとする。
- 第二十二条 中四国学生ゴルフ王座決定戦
- 第一項 毎年1回、秋季に行う。
- 第二項 フリーエントリーとする。
- 第三項 2日間36Hs ストロークプレーとする。
- 第二十三条 中四国学生ゴルフ連盟新人戦
- 第一項 毎年1回、秋季に行う。
- 第二項 学生加盟年数2年以内の者のみ出場可能とする。但し、シード選手はエントリーできない。
- 第三項 2日間36Hs ストロークプレーとする。
- 第二十四条 中四国学生ゴルフ連盟女子新人戦
- 第一項 毎年1回、秋季に行う。
- 第二項 学生加盟年数2年以内の者のみ出場可能とする。但し、シード選手はエントリーできない。
- 第三項 2日間36Hs ストロークプレーとする。
- 第二十五条 中四国学生ゴルフ REGUS CUP
- 第一項 毎年1回、夏季に行う。
- 第二項 フリーエントリーとする。
- 第三項 2日間36Hs ストロークプレーとする。
- 第二十六条 中四国学生ゴルフ白竜湖カップ争奪戦
- 第一項 毎年1回、冬季に行う。
- 第二項 フリーエントリーとする。
- 第三項 ダブルスによる18Hs ストロークプレー (ベストスコア)。
- 第二十七条 中四国女子学生ゴルフ白竜湖カップ争奪戦
- 第一項 毎年1回、冬季に行う。
- 第二項 フリーエントリーとする。
- 第四項 ダブルスによる18Hs ストロークプレー (ベストスコア)。

第四章 雑 則

- 第二十八条 本連盟の名誉を汚す行為をなしたる者及び学校は、常任委員会議にて審議決

定し、学連総会がこれを承認し、会長は懲戒処分を行う。

第二十九条 競技中において、ギャラリーのピン持ち、バンカーならしは競技委員会長の指示を厳守すること。また、できるだけラフを歩き、埋土袋を携帯し、埋土をする事。守らない場合、競技委員長の判断により、退場させることがある。引率者（主将又は責任者）は競技委員会長へギャラリー名簿を提出すること。名簿に名前のないもののコース内立ち入り禁止する。違反した場合、該当する大学は次試合より2試合のギャラリーを禁止する。

第三十条 クレームは主将または責任者を通じて行う、

第三十一条 失格

第一項 下記に該当したものは失格とし、その時点から本連盟競技会の出場を期限付き停止とする。

- ①無断欠席者、アテストミス者・連盟員証不携帯者、埋土袋不携帯者、ルールブック不携帯者、グリーンフォーク不携帯者。
- ②競技中または指定された場所以外での喫煙者。
- ③その他の競技委員が試合不相当と認めた者。

第二項 期限

- ①ルールブック、グリーンフォーク、連盟員証不携帯者、埋土袋不携帯者はその試合出場停止。
- ②競技中の喫煙者及びアテストミス者は有資格の次の試合出場停止。
- ③練習ラウンド中に煙草を吸ったものは当該試合出場停止。
- ④無断欠席者及び本条第一項③に該当するものは、3ヶ月出場停止とする。
- ⑥学年ゴルファーとして不名誉な行為を行った者は1年停止とする。尚、これに該当するものが出た学校は次の個人戦への出場を認めない。

第三項 ペナルティー

- ①先行組と1ホール以上あいた場合、又は不当な遅延と認められる場合。尚、9ホールは1時間半を目標とし、2時間を越える場合。
 - ②その他、競技委員が協議してペナルティーに該当すると認めた場合。
 - ③アピア遅刻者
- 以上に該当する者はそれぞれ2ペナルティーを課す。

第四項 謝罪文

- ①競技における失格又は出場停止となった者。
- ②その他、競技委員長又は常任委員より提出要請のあったもの。